

# 茨城県報

第6345号

昭和50年7月31日

木曜日

(明治35年3月17日)  
第三種郵便物認可

## 目次

### 告 示

	ページ
●青少年に有益な興行の推奨(青少年課).....	1
●療養取扱機関の申出の受理等(医療福祉課).....	2
●保険医及び保険薬剤師の登録(保険課).....	2
●土地改良事業の適当決定(2件)(農地管理課).....	3
●土地改良事業の認可(〃).....	3
●道路の区域変更(道路維持課).....	4
●道路の供用開始(〃).....	4
●日立都市計画道路の変更(都市計画課).....	4

### 公 告

●肥料検査成績の公表(農産園芸課).....	5
●土地立ち入り測量(4件)(用地課).....	6
●基本測量の終了(〃).....	7
●道路位置の指定(建築指導課).....	7
●開発行為の工事完了(〃).....	8

### 正 誤

●昭和50年3月31日付茨城県報号外中.....	9
●昭和50年5月22日付茨城県報第6325号中.....	10

## 告 示

### 茨城県告示第786号

茨城県青少年のための環境整備条例(昭和37年茨城県条例第60号)第6条の規定により、青少年に有益な興行として次のものを推奨する。

昭和50年7月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

推奨番号	種 類	題 名	製 作 社 名	配 給 社 名	備 考
6	映 画	星の王子さま	パラマウント	C I C	推奨区分 高校・勤労 青少年以上
7	〃	メリーゴーランド	イタリア映画	東 和	

茨城県告示第787号

下記1のものは、国民健康保険法第37条第3項の規定により、療養取扱機関の申出の受理があつたものとみなされ、並びに下記1及び2のものから国民健康保険法第37条第5項の規定により、他の都道府県の療養の給付を取り扱う旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第1条第1項および第2項の規定により告示する。

昭和50年7月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1

機関番号	申出受理年月日	療養取扱機関名	開設者名	所在地	37条5項受理年月日	申出範囲
412,032,5	50.7.1	山口整形外科医院	山口 修	真壁郡関城町木戸1285-4	50.7.1	全国
012,178,0	"	横山医院	横山 邦幸	水戸市東赤塚2106	"	"
412,033,3	"	田崎内科医院	田崎 次男	真壁郡真壁町田字松木内268	"	"
403,018,1	"	川崎歯科医院	川崎 泰	筑波郡谷田部町谷田部6264	"	"

2

機関番号	療養取扱機関名	開設者名	所在地	37条5項受理年月日	申出範囲
332,005,8	石川医院	石川 静子	那珂郡緒川村那賀215	50.7.7	全国

茨城県告示第788号

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和32年政令第87号）第9条に基づき、保険医及び保険薬剤師の登録に関し、次の事項を告示する。

昭和50年7月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

氏名	登録記号番号	登録年月日
長 井 伸 生	茨医 3246	50. 6. 26
秋 本 優	" 3247	"
宮 本 滋	" 3248	50. 7. 5
穂 積 隆	" 3249	"
有 賀 直 文	" 3250	50. 7. 10
井 上 功	" 3251	50. 7. 11

柏 木 真 純	茨 歯 890	50. 6. 24
綾 部 正 司	茨 葉 646	50. 7. 1

茨城県告示第789号

東茨城郡御前山村野口2830の1皆川一男ほか49名から昭和50年6月30日付で認可申請のあつた滝沢地区土地改良事業(共同施行)は適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和50年7月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

- (ア) 滝沢地区土地改良事業共同施行規約の写し
- (イ) 滝沢地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和50年8月8日から昭和50年8月28日まで

3 縦覧の場所 御前山村役場

茨城県告示第790号

筑波郡谷和原村大字田266番地飯泉昭三ほか10名から昭和50年3月31日付で認可申請のあつた長町地区土地改良事業(共同施行)は適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和50年7月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

- (ア) 長町地区土地改良事業共同施行規約の写し
- (イ) 長町地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和50年8月8日から昭和50年8月28日まで

3 縦覧の場所 谷和原村役場

茨城県告示第791号

昭和50年4月15日付で五霞村長大沢軍治から認可申請のあつた江川地区土地改良事業を昭和50年7月23日付で、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したから同法第96条の2第7項の規定により公告する。

昭和50年7月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

**茨城県告示第792号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、昭和50年7月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和50年7月31日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 八郷稲田線, 西小埜石岡線
- 3 路道の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
新治郡八郷町大字大増 字原884番の1から	旧	メートル 最大 12.7	メートル 1,260.0	
		最小 2.7		
新治郡八郷町大字大増 字五十峯2625番の1まで	新	最大 12.7	1,260.0	
		最小 2.7		
		最大 43.0	1,080.0	
		最小 11.0		

**茨城県告示第793号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、昭和50年7月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和50年7月31日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 路線名 県道 八郷稲田線, 西小埜石岡線
- 2 供用開始の区間 新治郡八郷町大字大増字原884番の1から  
新治郡八郷町大字大増字五十峯2625番の1まで
- 3 供用開始の期日 昭和50年7月31日

**茨城県告示第794号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により日立都市計画道路(3.3.50大甕停車場線の駅前交通広場)を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同法第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和50年7月31日

茨城県知事 竹内藤男

縦 覧 場 所 茨城県庁土木部都市計画課

## 公 告

### ●肥料検査成績の公表

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第5項の規定により、昭和50年5月から昭和50年6月までの期間内において取去した肥料の検査成績を次のとおり公告する。

昭和50年7月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

[昭和50年5月分]

肥料の種類	保証票添付者	検査点数	内不合格点数	備 考
硫酸加里	ダ ン 化 工 (株)	3	0	
第一種複合肥料	宇 部 興 産 (株)	3	0	
	日 本 鋼 管 (株)	3	0	
	(株) サ ン 化 学	3	0	
	ト ー ア 化 成 (株)	3	0	
	日 本 化 成 (株)	3	0	
	高 千 穂 化 成 (株)	5	0	
	菱 北 化 成 (株)	3	0	
消 石 灰	大 窪 一 郎	3	0	
炭酸カルシウム肥料	旭 礦 末 資 料 (合)	3	0	
計		32	0	

[昭和50年6月分]

肥料の種類	保証票添付者	検査点数	内不合格点数	備 考
なたね油かす及びその粉末	東 洋 製 油 (株)	3	0	
第一種複合肥料	日 東 化 学 工 業 (株)	3	0	
	上 武 産 業 (株)	3	0	
	昭 和 化 成 肥 料 (株)	3	0	
	日 本 合 同 肥 料 (株)	3	0	
	(株) サ ン 化 学	10	0	
	セ ン ト ラ ル 硝 子 (株)	6	0	
	日 本 化 成 (株)	3	0	
計		34	0	

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和50年7月31日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 起業者の名称 茨城県知事
- 2 事業の種類 一級河川利根川水系桜川河川災害工事

- 3 立ち入ろうとする土地の区域  
西茨城県岩瀬町大字上城字柳林地内

- 4 立ち入ろうとする期間  
昭和50年8月1日から昭和51年3月31日まで

- 
- 1 起業者の名称 茨城県知事
  - 2 事業の種類 一級河川利根川水系山口河川改良工事

- 3 立ち入ろうとする土地の区域  
真壁郡真壁町大字飯塚字壱番耕地、字貳番耕地、字参番耕地、字四番耕地及び字五番耕地地内

- 4 立ち入ろうとする期間  
昭和50年8月1日から昭和51年3月31日まで

- 
- 1 起業者の名称 茨城県知事
  - 2 事業の種類 普通河川山口川砂防工事

- 3 立ち入ろうとする土地の区域  
真壁郡真壁町大字山尾字樋の越地内  
" " 大字田字堰下及び字田中前地内

- 4 立ち入ろうとする期間  
昭和50年8月1日から昭和51年3月31日まで

- 
- 1 起業者の名称 茨城県知事
  - 2 事業の種類 一級河川利根川水系桜川河川改良工事

- 3 立ち入ろうとする土地の区域  
西茨城県岩瀬町大字楯田字向川、字合ノ田及び字八幡久保地内  
" " 大字岩瀬字若宮地内

- 4 立ち入ろうとする期間  
昭和50年8月1日から昭和51年3月31日まで
-

●基本測量の終了

測量法第4条の規定に基づく基本測量が、次のとおり終了した旨通知があつたので、同法第14条第3項の規定により公示する。

昭和50年7月31日

茨城県知事 竹内 藤 男

- 1 測量機関 建設省国土地理院
- 2 作業種類 1/25,000地形図修正測量
- 3 作業終了日 昭和50年7月3日
- 4 作業地域 鹿島郡鉾田町, 鹿島町, 大野村, 大洋村  
行方郡麻生町, 北浦村

●道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和50年7月31日

茨城県知事 竹内 藤 男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員 (m)	延 長 (m)
下土木指令 第284号	50. 7. 4	三和開発KK 代表取締役 山中 信男	東京都豊島区東 池袋1-11-4	猿島郡三和町大字諸川 字上根2332-1	4.41	77.40
			" " "	" " "	4.25	19.50
			" " "	字屋敷添2331-2	(通り抜 け)	
" 第285号	"	瀬畑一太郎	下館市大字嘉家 佐和1960	下館市大字嘉家佐和 2098-1	6.00	88.00
" 第286号	"	山陽商事KK 代表取締役 川戸 任	東京都杉並区高 円寺4-24-13	猿島郡三和町大字諸川 字神明下1054-4, 1054-4	4.00	117.00 (通り抜 け)
" 第287号	"	KK大成住宅 社 代表 阿部 嘉六	" 中野区東 中野3-1-2	古河市大字古河城郭外 7370-5	4.00	31.10
" 第288号	"	小森谷もと	古河市大字中田 新田32	" 大字大山字上耕 地1569-3-4-5	4.00	34.70
" 第289号	"	館野信二郎	" 北町 8-33	" 常磐町4180-974	4.00	29.70
" 第290号	"	下館市長 下條 正雄	下館市下中山 732-1	下館市大字玉戸字山ヶ 島1687, 1688, 1689, 1697, 1698, 1699, 1720	4.00 5.00	177.50 25.50 (通り抜 け)
竜土木指令 第454号	50. 7. 17	株式会社武州 代表取締役 鈴木 喜七	埼玉県川越市脇 田本町13番5	稲敷郡阿見町大字阿見 字阿見原4666-668	4.05	24.20
" 第455号	"	山二産業株式 会社 代表取締役 飯岡 幹雄	土浦市桜町 3-5-1	" " 大字荒川 沖字鶉野1526-8	4.00	26.60

" 第456号	"	"	"	" " " " 1523-18	4.00	27.20
" 第457号	"	野口 良夫	竜ヶ崎市若柴町 大字佐貫317	竜ヶ崎市若柴町字片初 瀬3341-1, 3342-1	4.00	32.00
水土木指令 第591号	50. 7. 22	仙波 吉言	東茨城郡美野里 町羽鳥2057	東茨城郡美野里町大字 羽鳥字東谷津 2848-44, 45	4.00	35.00
" 第592号	"	有限会社共栄 開発 代表 湊 博	笠間市石井1104	笠間市大字下市毛字大 谷津1122-4, 10, 18, 19, 20, 22, 23, 24	4.00	73.80
" 第593号	"	有限会社石井 建設 代表 石井 盛一	常陸太田市内堀 町3421-1	那珂湊市磯崎町字磯崎 東の二4589の21	4.00	31.00

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定に基づき、次の地域の工事が昭和50年7月3日に完了した。

昭和50年7月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北相馬郡守谷町守谷ニッ塚甲2079番-2, 2080番-2, 2082番-1及び2081番-2

2 事業主の住所及び氏名

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-32-6

大西商事株式会社

代表取締役 大 西 銀 蔵



**正 誤**

昭和50年3月31日付茨城県報号外(10)中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	行	誤	正								
5	上から 3 ~ 5	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>種 類</td> <td>数 量</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">825.60</td> </tr> </table>	種 類	数 量	"	825.60	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>種 類</td> <td>数 量</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">土 地</td> <td style="text-align: center;">825.60㎡</td> </tr> </table>	種 類	数 量	土 地	825.60㎡
	種 類	数 量									
"	825.60										
種 類	数 量										
土 地	825.60㎡										
7	下から 24	字権水2592番	字権水2592番								
	下から 8	大字柿岡字権木2476番	大字柿岡字権水2476番								
8	下から 38	八 間 堀 り 下妻市大字上林字下川根 12番の1地先まで	" " 大字上林字下川根 12番の1地先まで								
	36	" " 大字柿岡字1丁目7番	" " 大字柿岡字1丁目7番								
	下から 38 ~ 37	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>酒 沼 川</td> <td>昭和50年 3月31日</td> </tr> </table>	酒 沼 川	昭和50年 3月31日	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> </table>	"	"				
酒 沼 川	昭和50年 3月31日										
"	"										
9	下から 38	東茨城郡茨城町大字駒場字下川 155番	" " " 字下川155番								
	下から 31	田 川									
10	下から 12 ~ 11	" " 大字飯沼字篠崎 149番まで	" " 大字飯沼字篠崎 149番地先まで								

昭和50年5月22日付茨城県報第6325号中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	行	誤	正
1	下から 10 } 9	昭和50年5月22日 茨城県知事 竹内藤男	昭和50年5月22日 茨城県知事 竹内藤男 第13項を次のように改める。 13 削除 第14項中「(様式第21号の3)」 を「(様式第21号の2)」に改める。
	下から 3	「, あん摩の別」	同様式給付要否意見書中「2 施 術 (柔道整復, あん摩・マツサ ージ)」を「2 施術 (柔道整復, あん摩・マツサージ, はり・き ゆう)」に, 「, あん摩の別」
	下から 2	に改める。	にそれぞれ改める。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)  
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 7 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人  
発行所 茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所